「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑤　「⑥　②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、③ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）及び⑤ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

⑥　「⑦　断熱改修工事等の費用の額等（１％控除分）」の欄のうち、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

5　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中、「３．住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「⑴実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。

①　「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の２第１項又は第41条の19の３第６項若しくは第８項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

③　「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第３項、第７項又は第８項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号（備考５⑴④において「省エネ改修対象工事告示」という。）第１項第１号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第３項、第７項又は第８項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第１項第２号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合

当該改修工事が施行令第26条の28の５第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ　増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該改修工事が施行令第26条の28の５第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

⑤　「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第17項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第11項第１号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示（平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号）」に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の５第19項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の５第19項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第11項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」（平成21年経済産業省告示第68号）に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。